

○ <u>著作権法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ <u>著作権等管理事業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	16
○ <u>構造改革特別区域法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	17
○ <u>障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	23

公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:345AC0000000048_20280613_505AC0000000053

昭和四十五年法律第四十八号

著作権法

目次

第一章 総則

- 第一節 通則（第一条―第五条）
- 第二節 適用範囲（第六条―第九条の二）

第二章 作者の権利

- 第一節 著作物（第十条―第十三条）
- 第二節 著作者（第十四条―第十六条）
- 第三節 権利の内容
 - 第一款 総則（第十七条）
 - 第二款 著作者人格権（第十八条―第二十条）
 - 第三款 著作権に含まれる権利の種類（第二十一条―第二十八条）
 - 第四款 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九条）
 - 第五款 著作権の制限（第三十条―第五十条）
- 第四節 保護期間（第五十一条―第五十八条）
- 第五節 著作者人格権の一身専属性等（第五十九条・第六十条）
- 第六節 著作権の譲渡及び消滅（第六十一条・第六十二条）
- 第七節 権利の行使（第六十三条―第六十六条）
- 第八節 裁定による著作物の利用（第六十七条―第七十条）
- 第九節 補償金等（第七十一条―第七十四条）
- 第十節 登録（第七十五条―第七十八条の二）

第三章 出版権（第七十九条―第八十八条）

第四章 著作隣接権

- 第一節 総則（第八十九条・第九十条）
- 第二節 実演家の権利（第九十条の二―第九十五条の三）
- 第三節 レコード製作者の権利（第九十六条―第九十七条の三）
- 第四節 放送事業者の権利（第九十八条―第一百条）
- 第五節 有線放送事業者の権利（第一百条の二―第一百条の五）

- 第六節 保護期間（第一百条）
- 第七節 実演家人格権の一身専属性等（第一百条の二・第一百条の三）
- 第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録（第一百条―第一百零四条）

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

- 第一節 私的録音録画補償金（第一百零四条の二―第一百零四条の十）
- 第二節 図書館等公衆送信補償金（第一百零四条の十の二―第一百零四条の十の八）
- 第三節 授業目的公衆送信補償金（第一百零四条の十一―第一百零四条の十七）

第六章 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関

- 第一節 指定補償金管理機関（第一百零四条の十八―第一百零四条の三十二）
- 第二節 登録確認機関（第一百零四条の三十三―第一百零四条の四十七）

第七章 紛争処理（第一百五十一条―第一百一十一条）

第八章 権利侵害（第一百二十二条―第一百八条）

第九章 罰則（第一百九条―第一百二十五条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（レコードの発行）

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、[第九十六条](#)に規定する権利を有する者又はその許諾（[第百三条](#)において準用する[第六十三条第一項](#)の規定による利用の許諾をいう。[第四章第二節](#)及び[第三節](#)において同じ。）を得た者によって作成され、頒布された場合（[第九十七条の二第一項](#)又は[第九十七条の三第一項](#)に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

第四章 著作隣接権

第一節 総則

（著作隣接権）

第八十九条 実演家は、[第九十条の二第一項](#)及び[第九十条の三第一項](#)に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに[第九十一条第一項](#)、[第九十二条第一項](#)、[第九十二条の二第一項](#)、[第九十五条の二第一項](#)及び[第九十五条の三第一項](#)に規定する権利並びに[第九十四条の二](#)及び[第九十五条の三第三項](#)に規定する報酬並びに[第九十五条第一項](#)に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、[第九十六条](#)、[第九十六条の二](#)、[第九十七条の二第一項](#)及び[第九十七条の三第一項](#)に規定する権利並びに[第九十七条第一項](#)に規定する二次使用料及び[第九十七](#)

条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

- 3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。
- 4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。
- 5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行を要しない。
- 6 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

第二節 実演家の権利

（放送される実演の有線放送）

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。第九十五条第一項において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができる。

- 2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行つたときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。
- 3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。
- 4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

（商業用レコードの二次使用）

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において

「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限り、次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条1（a）（i）の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する。
- 3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。
- 4 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国（実演家等保護条約の締約国を除く。）であつて、実演・レコード条約第十五条（3）の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。
- 5 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。
- 6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。
 - 一 営利を目的としないこと。
 - 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
 - 四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者（以下この条において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足る能力を有すること。
- 7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。
- 8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、**第五項**の団体に対し、政令で定めるところにより、**第一項**の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 **第五項**の団体が**同項**の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 **前項**の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、**同項**の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

12 **第六十七条第七項（第一号に係る部分に限る。）**及び**第八項、第六十八条第三項、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）**並びに**第七十二条から第七十四条まで**の規定は、**前項**の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、**第六十七条第七項**中「申請者」とあり、及び**第六十八条第三項**中「著作権者」とあるのは「当事者」と、**第六十七条第七項第一号**中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び**同条第八項**中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、**第七十二条第二項**中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、**第七十四条**中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、**第十項**の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

14 **第五項から前項まで**に定めるもののほか、**第一項**の二次使用料の支払及び**第五項**の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

（譲渡権）

第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 **前項**の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

- 一 **第九十一条第一項**に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演
- 二 **第九十一条第二項**の実演で**同項**の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

3 **第一項**の規定は、実演（**前項各号**に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の録音物又は録画物で**次の各号**のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

- 一 **第一項**に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物
- 二 **第百三条**において準用する**第六十七条第一項**又は**第六十七条の三第一項**の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 **第百三条**において準用する**第六十七条の二第一項**の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

四 **第一項**に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

五 国外において、**第一項**に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は**同項**に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

（貸与権等）

第九十五条の三 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 **前項**の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード（複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。）の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者（以下「貸レコード業者」という。）は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 **第九十五条第五項から第十四項まで**の規定は、**前項**の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、**同条第十項**中「放送事業者等」とあり、及び**同条第十二項**中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 **第一項**に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、**前項**において準用する**第九十五条第五項**の団体によって行使することができる。

6 **第九十五条第七項から第十四項まで**の規定は、**前項**の場合について準用する。この場合においては、**第四項**後段の規定を準用する。

第三節 レコード製作者の権利

（商業用レコードの二次使用）

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（**第八条第一号から第四号まで**に掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 **第九十五条第二項及び第四項**の規定は、**前項**に規定するレコード製作者について準用し、**同条第三項**の規定は、**前項**の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、**同条第二項から第四項までの規定**中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、**同条第三項**中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。
- 3 **第一項**の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。
- 4 **第九十五条第六項から第十四項までの規定**は、**第一項**の二次使用料及び**前項**の団体について準用する。

（譲渡権）

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

- 2 **前項**の規定は、レコードの複製物で**次の各号**のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。
- 一 **前項**に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物
 - 二 **第百三条**において準用する**第六十七条第一項**又は**第六十七条の三第一項**の規定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物
 - 三 **第百三条**において準用する**第六十七条の二第一項**の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物
 - 四 **前項**に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡されたレコードの複製物
 - 五 国外において、**前項**に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は**同項**に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコードの複製物

（貸与権等）

第九十七条の三 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

- 2 **前項**の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。
- 3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコード（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。
- 4 **第九十七条第三項**の規定は、**前項**の報酬を受ける権利の行使について準用する。

- 5 **第九十五条第六項から第十四項までの規定**は、**第三項**の報酬及び**前項**において準用する**第九十七条第三項**に規定する団体について準用する。この場合においては、**第九十五条の三第四項**後段の規定を準用する。
- 6 **第一項**に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、**第四項**において準用する**第九十七条第三項**の団体によつて行使することができる。
- 7 **第五項**の規定は、**前項**の場合について準用する。この場合において、**第五項**中「第九十五条第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。

第八章 権利侵害

（侵害とみなす行為）

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為
 - 二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（**前号**の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為
- 2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び**次項**において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（**第二十八条**に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び**次項**において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び**次項**において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（**同項**において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、**第一号**に掲げるウェブサイト等（**同項**及び**第百十九条第二項第四号**において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は**第二号**に掲げるプログラム（**次項**及び**同条第二項第五号**において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
- 一 次に掲げるウェブサイト等
 - イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び**第百十九条第二項**において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文

言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

- イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

- イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

- 3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利

用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。
- 5 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。
- 6 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
- 7 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。
- 8 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
- 一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
 - 二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

9 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

10 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

11 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

（善意者に係る譲渡権の特例）

第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第

九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

附 則 抄

（適用範囲についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法（以下「旧法」という。）による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）を適用する。

附 則 （昭和六一年五月二三日法律第六四号）

（有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置）

3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演（同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。）については、適用しない。

附 則 （平成元年六月二八日法律第四三号）

（国内に常居所を有しない外国人であつた実演家についての経過措置）

4 著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつたものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。

附 則 （平成三年五月二日法律第六三号）

（経過措置）

2 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。

3 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

- 一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であって著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの
- 二 著作権法第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であって平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの
- 4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年一二月一四日法律第一一二号）

（著作権隣接権に関する規定の適用）

- 2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。
 - 一 世界貿易機関の加盟国において行われた実演
 - 二 次に掲げるレコードに固定された実演
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの
 - 三 次に掲げる放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。）
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
 - ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

- 3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。
- 4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。
 - 一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの
 - 二 著作権法第八条第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの

附 則 （平成一一年六月二三日法律第七七号） 抄

（経過措置）

- 2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずに作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。）の譲渡による場合には、適用しない。

附 則 （平成一四年六月一九日法律第七二号） 抄

（著作権隣接権に関する規定の適用）

- 2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。
 - 一 実演・レコード条約の締約国において行われた実演
 - 二 次に掲げるレコードに固定された実演
 - イ 実演・レコード条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者

とするレコード

- レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

イ 実演・レコード条約の締約国の国民をレコード製作者とするレコード

- レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの

附 則 （平成二六年五月一四日法律第三五号）

（著作隣接権に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）

又は同条第五号に掲げる実演であって、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。

2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家（当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であった者に限る。）に対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:412AC0000000131_20250601_504AC00000000068

平成十二年法律第百三十一号

著作権等管理事業法

第六章 雑則

（適用除外）

第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行うときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。

一 著作権法第九十五条の三第四項において準用する同法第九十五条第五項の団体 同法第九十五条の三第一項に規定する権利

二 著作権法第九十七条の三第四項において準用する同法第九十七条第三項の団体 同法第九十七条の三第一項に規定する権利

平成十四年法律第百八十九号

構造改革特別区域法

第四章 構造改革特別区域における規制の特例措置

（学校教育法の特例）

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（[学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条](#)に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、[同法第二条第一項](#)中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは、「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（[次項](#)、[第四条第一項第三号](#)、[第九十五条](#)及び[附則第六条](#)において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条第一項、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）の表[第二十七条の二第二項第三号](#)の項中「含む。」が設置する幼稚園とあるのは「含む。以下この号において同じ。）が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた市町村の長（以下「認定市町村長」という。）が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあつては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあつては当該認定市町村長」と、同表[第二十七条の五第一項](#)ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条に

おいて準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

- 2 [前項](#)の規定により[学校教育法第四条第一項](#)の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び[第十九条第一項第一号](#)並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。
 - 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
 - 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 3 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び[次項](#)において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。[次項](#)、[第十三項](#)及び[次条第五項](#)において「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
- 4 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 5 [第一項](#)の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- 6 [前項](#)の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該

学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。

- 8 認定地方公共団体の長は、[第一項](#)の規定により[学校教育法第四条第一項](#)の認可又は[同法第十三条第一項](#)若しくは[第十四条](#)の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 9 認定地方公共団体の長は、[第一項](#)の規定により[学校教育法第四条第一項](#)の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 10 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
- 11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）	第二条第一項 の表備考	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	第十二条第一項 の表	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下同じ。）

	第十二条第三項 の表	及び特別支援学校	及び特別支援学校（構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するこれらのものを除く。）
旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）	第四条第一項第一号	規定する学校	規定する学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。）
産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	第十九条第一項	私立学校	私立学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。 次項 において同じ。）
理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）	第九条第一項	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものを除く。以下この条において同じ。）
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	附則第十項	設置する者	設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）	第五条第一項第三号	都道府県知事	都道府県知事（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社の設置するものにあつては、当該学校を所轄する同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）	第十二条第一項	私立の義務教育諸学	私立の義務教育諸学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）

		校の設置者	
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）	第六条	私立の高等学校の設置者	私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	第二十七条の五	都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
		都道府県委員会	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）
著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む。
	第三十八条第一項	又は観衆	若しくは観衆
		受けない場合	受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

12 第三項又は第四項の規定に基づき文部科学省令を制定し、又は改廃する場合においては、当該文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内にお

いて、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

13 第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

令和6年7月19日 施行 現在施行

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十五号）

Law RevisionID:420AC0100000081_20240719_506AC1000000055

平成二十年法律第八十一号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

附 則 抄

（著作権法の特例）

第四条 **前条**に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。